

公開質問状

令和元（2019）年10月11日

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀章

貴職が別添記載の事実のとおり愛知芸術文化センター内において行った行為は、愛知芸術文化センターの秩序を乱す行為であり、愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第9条並びに愛知芸術文化センター管理規則（平成4年愛知県規則第88号）第39条に基づく愛知芸術文化センター施設管理規程（平成4年10月30日制定）第6条及び第7条の規定に違反するものであります。

については、下記の事項について、速やかに書面での回答を求めます。

記

- 1 今回の事実関係に対し、貴職の見解をお伺いしたい。
- 2 今回の事実関係を踏まえ、愛知県に対し謝罪するとともに、再発防止について確約していただきたい。

○愛知芸術文化センター条例

(設置)

第1条 芸術文化の振興及び普及を図るため、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 略

(利用者の義務)

第9条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件及び関係職員の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

○愛知芸術文化センター管理規則

(雑則)

第39条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、センター長が定める。ただし、次に掲げる利用等に関し必要な事項は、センターの各施設の長が定める。

一～六 略

2以下 略

○愛知芸術文化センター栄施設管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知芸術文化センター管理規則（平成4年10月28日規則第88号。以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の栄施設の管理に関し、必要な事項を定める。

(物品販売の承認等)

第6条 施設において次の行為をしようとする者は、あらかじめセンター長又は各施設管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。
- (2) 指定の場所以外においてポスター、看板、旗、けん垂幕その他これに類するものを掲示、貼付等の方法により公衆の目にふれる状態に置くこと。
- (3) ちらし、パンフレット、その他これに類するものを配布すること。

2 センター長又は各施設管理者は、必要があると認める時は、前項の承認に条件を付けることができる。

(禁止行為)

第7条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 面会の強要、乱暴な言動又は他人に嫌悪の情をもよおさせる行為をすること。
- (3) 通行の妨害となる行為をすること。
- (4) 施設及びそれに附属する物件を汚損し、又はき損すること。
- (5) 爆発物又は引火の恐れのある物件を持ち込み、又はそれらの付近で火気を取り扱うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、センター長又は各施設管理者が必要と認める事項。

愛知芸術文化センター内における名古屋市長の行動について

- ・ 2019年10月8日（火）午後2時頃、河村名古屋市長（以下「市長」という。）は、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の正面玄関に到着し、1階玄関からセンターに入った。
- ・ 愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室の職員（以下「対応職員」という。）が、市長に「8階が大変混雑していることから、危険である。1回目の不自由展の抽選に参加した700人が、まだ、会場に残っている。今、市長が8階に行くと、人が殺到し、会場が混乱して危険なので、2階でお話させてほしい。」と伝えると、市長は、「あんたらあがこういうことするから、たくさん来ちゃうんだろうがあ」と言いながら、センターの1階から2階へエスカレーターで移動した。
- ・ 移動しながら、市長は「中はいかんのか。」と言ったので、対応職員は「駄目です。」と答えた。
- ・ センター2階で対応職員がさらに市長に話をしようとしたところ、市長の随行者と思われる者が、「市長、こっちです。」と、屋外で街宣活動をしていた集団に合流するよう促した。
- ・ ペデストリアンデッキ（以下「デッキ」という。）では、30人

程度の集団がプラカードを掲げるなどの街宣活動をしていたが、市長は、センター2階出入口から屋外に出て、これらの集団に合流した。なお、その集団は、愛国俱楽部と称する団体等であった。

・デッキは、センター2階出入口につながるセンターの敷地内の場所であり、多くのセンター利用者が通行する場所であるが、市長は、そのデッキの視覚障害者誘導用ブロックの傍に座り込んで、愛知芸術文化センター長の承認を受けないでプラカードを掲げたり、大声で演説をした。また、これにより、多くの聴衆や報道関係者が、その周囲に集まることになり、通行の妨げにもなっていた。

・市長は、10分程度した後、それらの集団と共に、大声でシュプレヒコールを行い、午後2時20分頃、デッキから外階段でセンター1階へ降り、自動車でセンターから立ち去った。